

令和 2 年 4 月

事業者・設計者・不動産関係者等の皆様へ

都市計画局

都市計画局における申請等手続きの運用変更について（お知らせ）

日頃より、本市の都市計画行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、全国を対象地域に緊急事態宣言が発出され、とりわけ京都府は「特定警戒都道府県」と位置付けられ、特に重点的に感染拡大防止の取組を進めていく必要があります。

これらを踏まえ、窓口での混雑を解消し、可能な限り、多くの人の密集状態を避けるため、現在、都市計画局の各窓口で受付を行っている許認可、補助金等の各種業務につきまして、当面の間、対面のみの受付としていたものから、御希望に応じて郵送対応を一部可能といたします。

各申請ごとの取り扱いにつきましては、各窓口職場にお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルス感染防止の趣旨に御理解のうえ、積極的な活用をよろしくお願い申し上げます。

【都市計画局の各窓口職場のお問い合わせ先】

○都市計画課	2 2 2 - 3 5 0 5
○まち再生創造推進室	2 2 2 - 3 5 0 3
○景観政策課	2 2 2 - 3 4 7 4
○風致保全課	2 2 2 - 3 4 7 5
○開発指導課	2 2 2 - 3 5 5 8
○建築指導課	2 2 2 - 3 6 2 0
○建築審査課	2 2 2 - 3 6 1 6
○建築安全推進課	2 2 2 - 3 6 1 3
○住宅政策課	2 2 2 - 3 6 6 6